

自動車税環境性能割

県税

軽自動車税環境性能割

市町村税

納める人

自動車（特殊自動車、二輪車を除く。）を取得された方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

自動車の登録（届出）をするときに、申告書の提出と併せて納めます。
軽自動車税環境性能割は当分の間、市町村に代わって県が賦課徴収します。

納める額の計算方法

主な自家用乗用車（登録車・軽自動車）の税額は、通常の取得価額に次の税率をかけた額です。

区 分			税 率	
			登録車	軽自動車
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車			非課税	非課税
ガソリン車・LPG車・ハイブリッド車・ディーゼル車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車*	令和12年度燃費基準95%達成車		
		令和12年度燃費基準85%達成車		
		令和12年度燃費基準80%達成車		
		令和12年度燃費基準75%達成車	2%	1%
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車			3%	2%

※ディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車

◎取得価額には、付加物であるオプション（カーナビ・オーディオなど）の価額も含まれます。

◎取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

◎令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同じです。

軽自動車税種別割

市町村税

納める人

4月1日現在で軽自動車などをお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

各市町村の条例で定める期限までに、市（区）町村から送付される納税通知書により納めます。

納める額

主な軽自動車などの年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

	区分	最初の新規検査時期	年税額		総排気量	年税額
四輪以上の軽自動車	乗用（自家用）	平成27年3月31日まで	7,200円	原動機付自転車（二輪）	50cc以下	2,000円
		平成27年4月1日以後	10,800円		50cc超 90cc以下	2,000円
					90cc超 125cc以下	2,400円
	貨物用（自家用）	平成27年3月31日まで	4,000円	自動二輪	125cc超 250cc以下	3,600円
		平成27年4月1日以後	5,000円		250cc超	6,000円



ドライバーの便利ダイヤル

自動車の登録・名義変更・廃車などについてのお問い合わせ

自動車税種別割の納税通知書は、4月1日現在の登録に基づいて送付されます。
引っ越し、買い換え、譲渡、廃車をしたときは、お車の登録をお早めに！
※軽自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

千葉ナンバー 成田ナンバー	千葉運輸支局	050-5540-2022
野田ナンバー 柏ナンバー 松戸ナンバー	野田自動車検査登録事務所	050-5540-2023
習志野ナンバー 市川ナンバー 船橋ナンバー	習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
袖ヶ浦ナンバー 市原ナンバー	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025

◎平日の8:30～17:15まで対応します。（自動音声によるご案内は24時間対応します。）

自動車税種別割および
自動車税（軽自動車税）環境性能割についてのお問い合わせ

千葉県自動車税事務所
〒260-8523
千葉市中央区問屋町1-11
043-243-2721

千葉県の県税ホームページ

千葉県 自動車税 検索



国土交通省ホームページ（自動車検査登録総合ポータルサイト）

自動車検査登録 検索



軽自動車税種別割についてのお問い合わせ

主たる定置場所在の市町村へ

自動車リサイクルシステムについてのお問い合わせ

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
自動車リサイクルシステム コンタクトセンター
自動車所有者は、自動車リサイクル法に基づき、リサイクル料金を負担することになっています。

自動車 リサイクル 検索 050-3786-7755

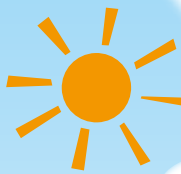
発行元／千葉県総務部税務課
TEL.043-223-2117 043-223-2114

令和7年度版

マイカーと税金

令和7年度の
自動車税種別割の納期限は
6/2月です
忘れずに納めましょう！

正しく知って、
正しく納めよう！



自動車税種別割 …………… P1	エコカー減税 …………… P3
自動車重量税 …………… P1	障害者の方のための減免制度 …………… P4
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 …………… P2	自動車税種別割の納付について …………… P4
軽自動車税種別割 …………… P2	登録手続きについて …………… P5
グリーン化税制 …………… P3	自動車税種別割についてのQ&A …………… P6
	ドライバーの便利ダイヤル …………… 裏面

このリーフレットは、自動車にかかる税金と、自動車を購入したり、他人に譲渡したときの登録手続きなどについて、簡単に説明したものです。なお、このリーフレットの内容は、令和7年4月1日現在の法令に基づいて記載しています。

電子納付なら24時間いつでもどこでも納付ができます！



自動車税種別割

県税

納める人

自動車（軽自動車などを除く。）をお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書により
6月2日までにP4記載の方法により納めます。

納める額

主な自家用自動車の年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

乗用車			トラック（最大乗車定員4人未満）	
区 分	年税額		最大積載量	年税額
	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	1t 以下	8,000円
電気自動車・燃料電池自動車	10以下	29,500円	1t 超 2t 以下	11,500円
	10超 1.50以下	29,500円	2t 超 3t 以下	16,000円
	1.50超 20以下	34,500円	3t 超 4t 以下	20,500円
	20超 2.50以下	39,500円	4t 超 5t 以下	25,500円
	2.50超 30以下	45,000円	トラック（最大乗車定員4人以上）	
	30超 3.50以下	51,000円	最大積載量	総排気量
	3.50超 40以下	58,000円	1t 以下	10以下 13,200円
	40超 4.50以下	66,500円	1.50超	10超 1.50以下 14,300円
総排気量	4.50超 60以下	76,500円	1.50超	16,000円
	60超	88,000円	1t 超 2t 以下	10以下 16,700円
		111,000円	1.50超	10超 1.50以下 17,800円
				1.50超 19,500円



！ここをチェック！
自動車の売買などにより所有権を移転し、所有者変更の登録をしたときでも、4月1日現在の所有者がその年度1年分の自動車税種別割を納める義務があります（県内外の移転を問いません）。翌年度分から新しい所有者に課税されます。

こんなときは、税額が月割になります

新車または中古車を新規登録したときは、下の計算式の額を登録のときに納めます。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{新規登録した月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

4月1日以降に廃車したときは、既に納めた税額から、下の計算式の額をお返しします。

$$\text{年税額} - \text{年税額} \times \frac{4月から廃車した月までの月数}{12}$$

自動車重量税

国税

自動車を新規に購入・登録するとき、車検を受けるときなどに納めます。

主な自家用乗用自動車の税率は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

- 車検期間が3年……………車両重量0.5tごとに 12,300円
- 車検期間が2年……………車両重量0.5tごとに 8,200円
- 車検期間が1年……………車両重量0.5tごとに 4,100円

グリーン化税制

自動車税種別割 → P1

環境性能の優れた自動車（軽課）

環境性能の優れた自動車については、**初回新規登録の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区 分	初回新規登録期間	軽 減 率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	おおむね 75%低 なります。

一定年数を経過した自動車（重課）

初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、**経過した翌年度から次のとおり税率が高くなります。**

初回新規登録から11年を経過したディーゼル車 (令和7年度の対象車は、平成26年3月31日以前に登録したもの)	おおむね 15%*高 なります。
初回新規登録から13年を経過したガソリン車(ハイブリッド自動車を除く。)・LPG車 (令和7年度の対象車は、平成24年3月31日以前に登録したもの)	

軽自動車税種別割 → P2

環境性能の優れた軽自動車（軽課）

環境性能の優れた軽自動車については、**初回車両番号指定の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区 分	初回車両番号 指定期間	軽 減 率
電気自動車・燃料電池自動車・一定の天然ガス自動車	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	おおむね 75%低 なります。

一定年数を経過した軽自動車（重課）

初回車両番号指定から13年を経過した軽自動車(一定の軽自動車を除く。)については、**経過した翌年度から税率がおおむね20%高くなります。**

エコカー減税

自動車重量税 → P1

一定の要件を満たす自動車について、令和8年4月30日までに初回新規登録を受ける場合は、免税または税率が低くなります。また、初回新規登録の際に免税された自動車のうち、さらに一定の要件を満たすものは、2回目の車検を受ける場合も免税されます。

なお、初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

3

障害者の方のための減免制度

障害者の方が使用する自動車については、一定の要件を満たす場合に限り、次のとおり、自動車税種別割および自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免が受けられます。

対象	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の等級に該当する方や、その方と生計を一にご家族が所有する自動車で、障害者の方のためにもっぱら使用する自動車（障害者の方1人につき1台に限りです。）
申請の期限	●自動車税種別割 納税通知書の納期限 ※次の場合は、各事由発生日から1か月以内 ■年度の途中で自動車を新規登録する場合は、新規登録の日 ■新規に手帳の交付を受けた場合は、手帳交付日（手帳の等級変更により、新規に減免の対象となる場合を含みます。） ●自動車税（軽自動車税）環境性能割 自動車の登録の日から1か月以内

◎具体的な減免対象の範囲や必要書類などについては、千葉県の県税ホームページをご覧ください。
なるか、下記までお問い合わせください。

【申請先・お問い合わせ先】自動車税事務所（043-243-2721）・各県税事務所

◎身体障害者用の構造を有する自動車（車いす移動車等）についても、減免制度があります。

◎軽自動車税種別割の減免制度については、各市町村へお問い合わせください。

自動車税種別割の納付について

電子納付

■ 地方税お支払サイトを利用した納付

クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）がご利用いただけます。

■ Pay-easy(ペイジー)納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応ATMによる納付ができます。（コンビニATMでは納付できません。）

■ スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリを利用して納付ができます。

対応アプリは地方税お支払サイトをご確認ください。

窓口納付（現金）

コンビニエンスストア※、MMK設置店、金融機関、県税事務所、自動車税事務所および一部市町村

※バーコード付きの納付書で、コンビニエンスストア取扱期限までのものに限りです。

各納付方法について、詳しくは県ホームページよりご確認ください。



納期限までに納めなかった場合

督促に続き、財産の**差押**などの滞納処分が行われます。

また、延滞金※1（年8.7%※2）を納める必要があります。

※1 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、この金額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

※2 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年2.4%、以後は年8.7%（令和7年4月1日現在）

4

登録手続きは忘れずに！

自動車売ったときなどには、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと、自動車税種別割がいつまでも登録名義人に課税されるなど、トラブルの原因となります。

手続きに必要な書類等

一般的な場合のものです。詳しくは、運輸支局へお問い合わせください。

登録の内容 必要な書類等	自動車の使用をやめたとき	住所などが変わったとき	自動車を売ったり買ったりしたとき
申請書	●	●	●
印鑑証明書および実印	●		● ※1
住民票（マイナンバーの記載がないもの）		●	
譲渡証明書			●
自動車保管場所証明書		●	●
自動車検査証（車検証）	●	●	●
自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）	●	●	●
ナンバープレート	●	※2	※2
委任状（代理人が申請する場合）※3	●	● ※4	●

※1 新旧両所有者のもの（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）

※2 他の管轄の運輸支局から転入した場合などには、ナンバープレートが変更となるため、自動車の持込みが必要です。

※3 実印を押印したもの（住所変更登録の場合は記名可）

※4 所有者と使用者が異なる場合には、手続き前に所有者のローン会社等へ連絡をしてください。

登録手続きをする場合は、次の点に十分ご注意ください。

- ！ここをチェック！
- 申告書の氏名などのフリガナ、住所欄の団地やアパートの名称、棟室番号、電話番号を必ず記入してください。
 - 登録手続きに関する事項を代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

自動車税種別割納税証明書について

運輸支局において自動車税種別割の納税情報が確認できるため、**車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。**

- 自動車税種別割・延滞金に未納がある場合は車検は受けられません。
- 運輸支局への納税情報の提供に一定の日数※がかります。納付した日より、納税証明書が必要な場合がありますので、**納税証明書は領収証書とともに大切に保管してください。**
- 自動車税種別割の納付から車検までの間が一定の期間※内のときは、金融機関やコンビニエンスストアなどで現金で納付の上、納税証明書を用意していただければ、車検が受けられます。
- 車検を第三者（業者など）に依頼する場合は、納税証明書の提出（提示）を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。
- バイクについては、納税証明書の提示が必要です。
- ※おおむね納付から1～2週間、市町村窓口で納付した場合は2か月程度。

5

自動車税種別割についての



Q1 現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

A1 自動車税種別割の納税通知書は、4月1日現在の自動車検査証（車検証）上の所有者※1に対して送付しています。自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。なお、自動車を譲渡したり、下取りに出した場合には、**運輸支局で移転または抹消の登録手続きが必要で**す。手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

※1 割賦販売契約により購入した場合は使用者です。

Q2 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが…

A2 自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所※2に送付しています。引っ越しなどにより住所が変わった場合は、**新しい住所地を管轄する運輸支局で変更（住所変更）の登録手続きをしてください。**すぐに手続きができない場合は、届出により納税通知書の送付先を一時的に変更することが可能です。ホームページからも手続きができますので是非ご利用ください。

※2 自動車検査証（車検証）に登録されている住所です。

自動車税 住所変更 検索

Q3 自動車税種別割の税額が昨年度より高いのですが…

A3 自動車税種別割には、一定年数を経過した自動車の税額を高くしたり（重課）、環境性能が優れた自動車の税額を低くする（軽課）制度があります。税額が昨年度より高い場合は、今年度から重課に該当したり、昨年度は軽課に該当していたことが考えられます。制度の内容については、P3の「グリーン化税制」の自動車税種別割の欄をご覧ください。

このほかのQ&Aについては
県ホームページをご覧ください。



6